

株式会社 高良GUT

適合証明業務手数料規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「株式会社 高良GUT 適合証明業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、株式会社 高良GUT(以下「当機関」という。)が実施する適合証明業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

第2章 新築住宅

(適用の範囲)

第2条 本章においては新築住宅の証券化支援事業(フラット35)及び財形住宅融資の手数料について定める。

第3条 新築住宅の一戸建て等に係る適合証明検査の手数料は、適合証明申請一戸につき、別表第1に定める額とする。

第4条 新築住宅の一戸建て等で、適合証明に係る検査を一部省略する手続を利用する場合の適合証明検査の手数料は、適合証明申請一戸につき、別表第2に定める額とする。

第5条 新築住宅の一戸建て等で、フラット35Sを利用する場合の適合証明検査の手数料は、適合証明申請一戸につき、第3条及び第4条の手数料額に別表第3-1及び3-2に定める額を加算する。

第6条 新築住宅の共同建てに係る適合証明検査の一般申請の場合の手数料は、適合証明申請一戸につき、別表第4-1及び4-2に定める額とする。

第7条 新築住宅の共同建てに係る適合証明検査の一括申請の場合の手数料は、別表第5-1及び5-2に定める額とする。

第8条 新築住宅の共同建てで、フラット35Sを利用する場合の適合証明検査の手数料は、第6条及び第7条の手数料額に別表第6に定める額を加算する。

第3章 賃貸住宅融資

(適用の範囲)

第9条 本章においては賃貸住宅融資の手数料について定める。

第10条 賃貸住宅融資(省エネ住宅)及び賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅)の手数料は、別表第7に定める額とする。

第11条 まちづくり融資(賃貸住宅)の手数料は、別表第5-1に定める額とする。

第4章 雑則

(現場検査よりの手数料)

第12条 当機関以外で設計検査合格通知されたものの、中間現場検査以降からの当機関への申請は、現場検査申請手数料額に、一戸建て等にあつては第4条から第12条に掲げる設計検査の申請手数料の1/2を、共同建てにあつては20,000円(税抜金額)を、それぞれ加算する。また、一戸建て等で当機関以外で中間現場検査の合格通知を受けたものの竣工現場検査・適合証明の申請にあつては、当機関はこれを受理しない。

(再検査等の手数料)

第13条 再検査・再調査の場合は、次に示す額の手数料を加算する。

ア 新築・一戸建て等 一戸当たり14,000円(税抜金額)(ただし、フラット35S利用の場合は、第6条に定める額を加算する。)

イ 新築・共同建て 別表第4-1、別表第4-2、別表第5-1又は別表第5-2に示す額

2 当機関の実施者が現場に行ったが立会人の不在など申請者の責に帰すべき事由で検査ができなかった場合は、前項に示す手数料と同額の追加手数料を加算する。

(手数料の減額)

第14条 当機関は、第4条から前条第1項までに定める手数料の額を、種々の状況を勘案して減額することができる。

(適合証明書の再発行手数料)

第15条 適合証明書の再発行手数料は、適合証明書1通につき、次に定める額とする。

ア 適合証明書(申請者用)	5,000円(税抜金額)
イ 適合証明書(金融機関提出用)	5,000円(税抜金額)
ウ 適合証明書(住宅金融支援機構提出用)	5,000円(税抜金額)

(消費税の表示)

第16条 本規程に定める手数料については、消費税を含まないものとし、消費税抜きの額を表示する。

(手数料の納入時期)

第17条 申請者は本規程に定める手数料を、新築住宅の一戸建て等にあつては設計検査、中間現場検査及び竣工現場検査・適合証明の手数料の合計を、新築住宅の共同建てにあつては設計検査及び竣工現場検査・適合証明の手数料の合計を、設計検査申請時に納入することとする。

2 新築住宅の一戸建て等において、建設住宅性能評価の活用又は設計住宅性能評価の活用又は長期優良住宅の取得による場合は、次の通りとする。

ア 建設住宅性能評価の活用による場合は、申請時に竣工現場検査・適合証明の手数料を納入するものとする。

イ 設計住宅性能評価の活用又は長期優良住宅の取得による場合は、申請時に中間現場検査及び竣工現場検査・適合証明の手数料の合計を納入するものとする。

3 新築住宅の共同建てにおいて、建設住宅性能評価書又は設計住宅性能評価書又は長期優良住宅と共に申請され、適合証明の検査を一部省略する手続を利用する場合は、竣工検査(適合証明)申請時に手数料を納入することとする。

4 当機関は、前2項に定める手数料の納入時期を、種々の状況を勘案して変更することができる。

(手数料の納入方法)

第18条 申請者は、当機関の指定する銀行口座に振り込みの方法で支払うものとする。

(手数料の返還)

第19条 収納した手数料は、返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により適合証明業務が実施できなかった場合は、この限りでない。

附則

(適用期日)

(イ) この適合証明業務手数料規程は、平成20年7月1日から適用する。

(ロ) この適合証明業務手数料規程は、平成26年4月1日から適用する。

ただし、第15条、第16条、第18条及び別表第1から別表第9に記載される料金は「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」第10条に規定されている総額表示義務に関する特例により税抜表示とし、同法に定められた通り平成29年3月31日までの適用とする。

(ハ) この適合証明業務手数料規程は、平成26年5月1日から適用する。

ただし、第12条、第13条、第15条及び別表第1から別表第7に記載される料金は「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」第10条に規定されている総額表示義務に関する特例により税抜表示とし、同法に定められた通り平成29年3月31日までの適用とする。

適合証明業務手数料規程 別表（税抜金額）

別表第1：新築住宅の一戸建て等の手数料額（税抜金額）

	設計検査	中間現場検査	竣工現場検査・適合証明	合計
(A) 欄	13,000円	14,000円	14,000円	41,000円
(B) 欄	6,000円	11,000円	7,000円	24,000円
(C) 欄	6,000円	14,000円	7,000円	27,000円

- (A) 欄 適合証明に係る検査を確認又は住宅性能評価と併せて行わない場合
 ※確認とは、現場検査までを含む。以下同じ。
- (B) 欄 適合証明に係る検査を、住宅性能評価は受けていないが確認と併せて行う場合
 （機構承認住宅（設計登録タイプ））
- (C) 欄 適合証明に係る検査を、住宅性能評価は受けていないが確認と併せて行う場合
 （一般住宅）

別表第2：新築住宅の一戸建て等で、適合証明に係る検査を一部省略する手続を利用する場合の適合証明検査の手数料額（税抜金額）

	設計検査	中間現場検査	竣工現場検査・適合証明	合計
(D) 欄	—	—	12,000円	12,000円
(E) 欄	—	14,000円	14,000円	28,000円
(F) 欄	—	7,000円	7,000円	14,000円
(G) 欄	—	14,000円	7,000円	21,000円

- (D) 欄 建設住宅性能評価の活用
- (E) 欄 住宅性能評価の活用又は長期優良住宅の取得で、適合証明に係る検査を確認又は建設住宅性能評価と併せて行わない場合
- (F) 欄 住宅性能評価の活用又は長期優良住宅の取得で、適合証明に係る検査を建設住宅性能評価と併せて行う場合
- (G) 欄 住宅性能評価の活用又は長期優良住宅の取得で、適合証明に係る検査を、建設住宅性能評価は受けていないが確認と併せて行う場合

別表第3-1：フラット35S適用の新築住宅の一戸建て等の手数料加算額（税抜金額）

	設計検査	中間現場検査	竣工現場検査・適合証明	合計
機構承認住宅 （設計登録タイプ）、又は適合証明に係る検査を一部省略する 手続を利用する場合	0円	4,500円	4,500円	4,500円
一般住宅	6,000円	6,000円	6,000円	18,000円

別表第3-2：優良住宅の基準について、複数の基準を選択する場合の手数料加算額（税抜金額）

	3つの基準	4つの基準
機構承認住宅 （設計登録タイプ）、又は適合証明に係る検査を一部省略する 手続を利用する場合	2,000円	4,000円
一般住宅	4,000円	8,000円

別表第4-1：新築住宅の共同建ての手数料額（一般申請）（税抜金額）

（当機関の交付した建設又は設計住宅性能評価書又は長期優良住宅と共に申請されないもの）

	設計検査（1棟当たり）	竣工現場検査1適合証明
確認と同時申請	80,000円	6,200円×申請戸数
上記以外	160,000円	12,200円×申請戸数

注：再検査が必要な場合は1戸当たり上表金額に1,000円（税抜金額）（プラス遠隔地加算）を加えた金額とする。

別表第4-2：新築住宅の共同建ての手数料額（一般申請）（税抜金額）

（当機関の交付した建設又は設計住宅性能評価書又は長期優良住宅と共に申請されるもの）

設計検査（1棟当たり）	竣工現場検査・適合証明
—	4,600円×申請戸数+5,000円

※設計住宅性能評価書と共に申請されたものにあつては、建設住宅性能評価を併せて申請したものに限る。

注：再検査が必要な場合は1戸当たり上表金額に1,000円（税抜金額）（プラス遠隔地加算）を加えた金額とする。

別表第5-1：新築住宅の共同建ての手数料額（一括申請）（税抜金額）

（分譲住宅及びまちづくり融資（賃貸住宅））

（当機関の交付した建設又は設計住宅性能評価書又は長期優良住宅と共に申請されないもの）

	設計検査（1棟当たり）	竣工現場検査・適合証明	
		建物戸数	
確認と同時申請	80,000円	～20戸	3,200円×建物戸数
		21戸～	66,000円 +200円×建物戸数
上記以外	160,000円	～20戸	4,600円×建物戸数
		21戸～	88,000円 +200円×建物戸数

注：再検査が必要な場合は1戸当たり上表金額に1,000円（税抜金額）（プラス遠隔地加算）を加えた金額とする。

別表第5-2：新築住宅の共同建ての手数料額（一括申請）（税抜金額）

（当機関の交付した建設又は設計住宅性能評価書又は長期優良住宅と共に申請されるもの）

設計検査（1棟当たり）	竣工現場検査・適合証明	
	建物戸数	
—	～20戸	3,200円×建物戸数 +5,000円
	21戸～	65,000円 +200円×建物戸数

※ 設計住宅性能評価書と共に申請されたものにあつては、建設住宅性能評価を併せて申請したものに限る。

注：再検査が必要な場合は1戸当たり上表金額に1,000円（税抜金額）を加えた金額とする。

別表第6：フラット35S適用の新築住宅の共同建ての手数料加算額（税抜金額）

	設計検査（1棟当たり）	竣工現場検査・適合証明	
一般申請	40,000円	2,000円×申請戸数	
一括申請	20,000円	建物戸数	
		～50戸	1,000円×建物戸数

別表第7：新築住宅の共同建ての手数料額（賃貸住宅融資）（税抜金額）
 （賃貸住宅融資（省エネ住宅）及び賃貸住宅融資（サービス付高齢者向け住宅））

	設計検査（1棟当たり）	竣工現場検査・適合証明	
		総戸数	
確認と同時申請	一般住宅の場合36,000円、 機構承認住宅（設計登録タイプ）の 場合32,400円	～20戸	2,400円×総戸数
		21～50戸	44,000円 +200円×総戸数
		51戸～	70,000円 +200円×総戸数
上記以外	一般住宅の場合72,000円、 機構承認住宅（設計登録タイプ）の 場合64,800円	～20戸	4,600円×総戸数
		21～50戸	88,000円 +200円×総戸数
		51戸～	140,000円 +200円×総戸数

注：3階建て以下のものが複数棟ある場合、設計検査においては、その2棟目以降を半額とする。ただし、同じ構造形式のものであり、総戸数50戸以下の場合に限る。再検査が必要な場合は1戸当たり上表金額に1,000円（税抜金額）を加えた金額とする。